

東京都公安委員会告示第 2176 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 9 月 28 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

- 2 弁明書の提出先

江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係

- 3 弁明書の提出期限

令和 8 年 10 月 26 日

- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

高橋 禎人
合同会社 SUPPORTER
株式会社 CaSaDoリアルティ
園田 義孝
平村 光宏
百瀬 歩
新井 慎一
株式会社GMS
三木 絵美子
栗城 伸夫
周 雷
筒井 恵弥
小路 歩結

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-102-260718-202064)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-106-260808-417267)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-108-260904-201444)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-109-260802-405214)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-113-260703-203793)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-113-260713-401563)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-217-260902-204112)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-325-260818-401035)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-332-260718-202086)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-437-260905-404286)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-551-260725-202368)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-560-260731-203542)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-777-260818-432266)